

日本小児神経学会 甲信越地方会 会則

第1章 名称、事務局

第1条 本会は日本小児神経学会甲信越地方会と称する

第2条 本会は事務局を山梨大学医学部小児科におく。事務局は3年ごとに新潟、長野山梨の3県で交代して担当する。

第2章 目的および事業

第3条 本会は小児神経学及びその近接領域に関する研究の促進と知識の普及を計り、併せて神経疾患をもつ児（者）の医療、療育内容、福祉の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 関係諸学会、研究会との協力関係
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、以下のいずれかに該当し、当該年度の会費納入を納めて、所定の手続きを完了したものとする。

- (1) 正会員；甲信越地区（新潟県、長野県、山梨県）の医療、療育機関に関与する日本小児神経学会会員あるいは小児神経学に関心を有するもの（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法士、臨床検査技師、看護職、教師、保育士、指導員、行政職員など）で、本会の目的に賛同する者。

(2) 臨時会員；甲信越地区（新潟県、長野県、山梨県）の医療、療育機関に関与する日本小児神経学会会員あるいは小児神経学に関心を有するもので、本会の目的に賛同し、非定期に参加する者。

(3) 賛助会員；本会の目的に賛同し、本会の事業に賛助しようとする者、団体。

(4) 名誉会員；本学会の設立・運営に多大な貢献をいただいた会員に対し、運営委員会で推薦の上、総会で承認を得られた際に、名誉会員と認定する。

なお、名誉会員は年会費を免除とする

第6条 会員は学術集会に参加、研究発表を行い、各種事業に参加する。

第7条 正会員は次の事由によって、その資格を喪失する。なお、臨時会員はこの限りではない。

(1) 本人の申し出による退会

(2) 特別の理由なく、会費を滞納し、2年間を経過したとき。

(3) その他、第3条の目的に著しく違背する行為があり、役員会および総会において除名を決議されたとき

第4章 役員とその任務

第8条 本会に次の役員をおく

会長 1人

次期会長 1人

運営委員長 1人

運営委員 各県より若干名

運営委員監事 各県より1人（合計3人）

事務局長 1人

- 第9条 会長、次期会長、運営委員長、運営委員、運営委員監事、事務局長は運営委員会を組織し、本会の運営に関する事項などを処理する。
- 第10条 会長、次期会長は運営委員会の推薦により毎年選出され、総会の承認をうるものとする。会長は学術集会及び総会を主催する。
- 第11条 運営委員は正会員の中より運営委員会メンバーの推薦により選出され、運営委員会並びに総会の承認を得る。
- 第12条 運営委員長は運営委員会の推薦により選出され、総会の承認を得る。
- 第13条 監事3名は正会員の中から運営委員会の推薦により、総会の承認を経て、委嘱する。
- 第14条 本会の事務を処理するため、事務局長を定める。事務局長は運営委員会メンバーの推薦により選出する。事務局には事務幹事若干名をおくことができる。
- 第15条 会長の任期は選出された総会の終了から次期総会終了までとする。運営委員長、運営委員、事務局長、運営委員監事の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 会議

- 第16条 総会は原則として毎年1回開催し、会長がこれを招集し、議長も務める。開催の期日、場所については会員に事前に通知するものとする。
- 第17条 総会は正会員の10分の1以上、運営委員会は運営委員の2分の1以上の出席を必要とする。ただし、各県で1名以上の運営委員の出席を要する（代理出席も可）。総会、運営委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、それぞれ会長、運営委員長の決するところによる。前もって通知された総会及び運営委員会議題についての委任状は出席者とみなす。

第6章 会計

第18条 本会の会計は会費、寄付金ならびにその他の収入をもってこれにあてる。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

なお、移行年の平成27年度は平成27年9月1日に始まり、平成28年3月31日に終了するものとする。

第7章 付則

第20条 本会の会則は運営委員会で提案し、総会の承認によってこれを変更することができる。

第21条 運営委員の選出に当たっては、地区的分布を考慮する。

第22条 本会則を施行するための細則は、運営委員会の議を経て定める。

細則

第1条 本会は平成9年6月5日より実施する。

第2条 本会則は平成29年10月29日に改定し、同日より有効とする。

第3条 年会費は正会員2000円、賛助会員1口（1口30000円）以上とする。

第4条 臨時会員は参加年のみ、年会費2000円を納入するものとする。